

官報

号外 平成十一年三月十日

○第百四十五回 参議院會議録第七号

平成十一年三月十日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第七号

平成十一年三月十日

正午開議

第一 常任委員長の選挙

第二 ものづくり基盤技術振興基本法案(経済・産業委員長提出)

第三 特定融資枠契約に関する法律案(塩崎恭久君外六名発議)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。
日程第一 常任委員長の選挙

これより欠員中の国土・環境委員長の選挙を行います。
つきましては、国土・環境委員長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
よって、議長は、国土・環境委員長に松谷蒼一郎君を指名いたします。
(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
よって、議長は、国土・環境委員長に松谷蒼一郎君を指名いたします。
(拍手)

平成十一年三月十日 参議院會議録第七号

常任委員長の選挙 ものづくり基盤技術振興基本法案

特定融資枠契約に関する法律案

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 ものづくり基盤技術振興基本法案(経済・産業委員長提出)を議題といたします。
まず、提出者の趣旨説明を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔須藤良太郎君登壇、拍手〕

○須藤良太郎君 ただいま議題となりましたものづくり基盤技術振興基本法案につきまして、経済・産業委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
ものづくりという言葉で象徴される製造基盤技術及びその担い手である労働者は、国の存立基盤にかかわる重要な経済的、社会的役割を果たしておりますが、近時、経済の多様かつ構造的な変化による影響を受け、製造業の衰退が懸念されるとともに、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつあります。

こうした背景から、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本法案を提案した次第であります。
次に、本法案の内容を御説明申し上げます。
本法案は、第一に、前文で、ものづくり基盤技術が国民経済において今後とも重要な役割を果たしていく旨を宣言するとともに、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的機運の醸成、ものづくり基盤技術の積極的な振興等を法律運用の基本理念として示しております。

第二に、ものづくり基盤技術とは、工業製品の設計、製造または修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとしております。また、ものづくり基盤技術振興のため、ものづくり事業者、ものづくり労働者等に対し、研究開発の振興、産業集積の促進、雇用の確保等、必要な施策を講ずることとしております。

第三に、政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るため、ものづくり基盤技術基本計画を策定しなければならぬこととしております。
以上が本法案の提案の理由及び内容の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

成、ものづくり基盤技術の積極的な振興等を法律運用の基本理念として示しております。
第二に、ものづくり基盤技術とは、工業製品の設計、製造または修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとしております。また、ものづくり基盤技術振興のため、ものづくり事業者、ものづくり労働者等に対し、研究開発の振興、産業集積の促進、雇用の確保等、必要な施策を講ずることとしております。

第三に、政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るため、ものづくり基盤技術基本計画を策定しなければならぬこととしております。
以上が本法案の提案の理由及び内容の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二
賛成 二百二十二
反対 〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 特定融資枠契約に関する法律案(塩崎恭久君外六名発議)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長勝木健司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔勝木健司君登壇、拍手〕

○勝木健司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
本法案は、企業の資金調達機動性の増大を図るため、特定融資枠契約に係る手数料について、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して参議院議員峰崎直樹君より趣旨説明を聴取した後、コミットメントライン契約を解禁する根拠とその影響、利息制限法・出資法の特例措置を講ずる理由等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して池田幹幸理事より本法案に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終了し、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一
賛成 百九十九
反対 二十二
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
弘友 和夫君 魚住裕一郎君
鶴保 庸介君 世耕 弘成君
岩本 莊太君 渡辺 孝男君
福本 潤二君 入澤 肇君
木村 仁君 山崎 力君
山本 保君 沢 たまき君
大森 礼子君 阿曾田 清君
亀井 郁夫君 水野 誠一君
加藤 修一君 高野 博師君
松 あきら君 益田 洋介君
高橋 令則君 月原 茂皓君
奥村 展三君 菅川 健二君
海野 義孝君 但馬 久美君
山下 栄一君 荒木 清寛君
戸田 邦司君 松岡満壽君
堂本 睦子君 日笠 勝之君
風間 昶君 木庭健太郎君
森本 晃司君 泉 信也君
椎名 素夫君 田名部匡省君
浜田卓二郎君 白浜 一良君

渡辺 秀央君 星野 朋市君
扇 千景君 脇 雅史君
山下 善彦君 北岡 秀二君
武見 敬三君 中島 眞人君
岸 宏一君 久野 恒一君
佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君
中川 義雄君 佐々木知子君
加納 時男君 岩城 光英君
阿南 一成君 市川 一朗君
岩永 浩美君 鈴木 政二君
国井 正幸君 田浦 直君
田村 公平君 山本 一太君
長峯 基君 岩井 國臣君
上野 公成君 末広まきこ君
釜本 邦茂君 景山俊太郎君
海老原義彦君 依田 智治君
瀧手 顕正君 西田 吉宏君
鎌田 要人君 須藤良太郎君
田中 直紀君 若林 正俊君
成瀬 守重君 石渡 清元君
岡野 裕君 上杉 光弘君
真鍋 賢二君 竹山 裕君
井上 吉夫君 尾辻 秀久君
吉川 芳男君 坂野 重信君
中曾根弘文君 青木 幹雄君
保坂 三蔵君 小山 孝雄君
阿部 正俊君 谷川 秀善君
仲道 俊哉君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
山内 俊夫君 三浦 一水君
大野つや子君 中原 爽君
平田 耕一君 林 芳正君
金田 勝年君 鈴木 正孝君
塩崎 恭久君 橋本 聖子君
長谷川道郎君 畑 浩君
畑 恵君 大島 慶久君
岡 利定君 太田 豊秋君
加藤 紀文君 吉村剛太郎君

矢野 哲朗君 片山虎之助君
鴻池 祥肇君 松谷蒼一郎君
清水嘉与子君 阿部 幸代君
河本 英典君 野間 昶君
南野知恵子君 井上 裕君
村上 正邦君 倉田 寛之君
石井 道子君 陣内 孝雄君
野沢 太三君 久世 公堯君
中村 敦夫君 木俣 佳丈君
浅尾慶一郎君 内藤 正光君
福山 哲郎君 岩瀬 良三君
櫻井 充君 郡司 彰君
佐藤 雄平君 小宮山洋子君
谷林 正昭君 小川 敏夫君
藤井 俊男君 高嶋 良充君
本田 良一君 松崎 俊久君
齋藤 勤君 平田 健二君
朝日 俊弘君 和田 洋子君
前川 忠夫君 伊藤 基隆君
小山 峰男君 小林 元君
直嶋 正行君 峰崎 直樹君
江本 孟紀君 堀 利和君
今井 澄君 長谷川 清君
佐藤 泰介君 興石 東君
寺崎 昭久君 今泉 昭君
薬科 滿治君 岡崎トミ子君
笹野 貞子君 松田 岩夫君
山下八洲夫君 江田 五月君
子葉 景子君 北澤 俊美君
角田 義一君 本岡 昭次君
久保 百君 吉田 之久君
西川きよし君 小池 晃君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
海野 徹君 島袋 宗康君
畑野 君枝君 小泉 親司君
照屋 寛徳君 大脇 雅子君
石井 一二君 八田ひろ子君
富樫 練三君 日下部徳代子君

谷本 巍君 円より子君
大沢 辰美君 井上 美代君
阿部 幸代君 須藤美也子君
清水 澄子君 三重野栄子君
柳田 稔君 篠瀬 進君
岩佐 恵美君 林 紀子君
西山登紀子君 緒方 靖夫君
大淵 絹子君 竹村 泰子君
勝木 健司君 池田 幹幸君
笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 小川 貞雄君
広中和歌子君 吉岡 吉典君
市田 忠義君 橋本 敦君
立木 洋君 田 英夫君
村沢 牧君 梶原 敬義君

国務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君
通商産業大臣 与謝野 馨君

議長の報告事項

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

今井 澄君

補欠 千葉 景子君

法務委員

月原 茂皓君

補欠 阿曾田 清君

外交・防衛委員

千葉 景子君

補欠 今井 澄君

辞任

福島 瑞穂君

補欠 山本 正和君

辞任

田村 秀昭君

補欠 泉 信也君

文教・科学委員

林 紀子君

補欠 筆坂 秀世君

労働・社会政策委員

今泉 昭君

補欠 長谷川 清君

農林水産委員

阿曾田 清君

補欠 月原 茂皓君

経済・産業委員

長谷川 清君

補欠 今泉 昭君

交通・情報通信委員

筆坂 秀世君

補欠 林 紀子君

国土・環境委員

泉 信也君

補欠 田村 秀昭君

予算委員

市川 一朗君

補欠 佐藤 昭郎君

岩井 國臣君

森下 博之君

狩野 安君

三浦 一水君

金田 勝年君

森山 裕君

齋藤 滋宣君

中川 義雄君

松谷 一朗君

鈴木 正孝君

溝手 頭正君

佐々木知子君

齋藤 勲君

円より子君

廣中和歌子君

和田 洋子君

加藤 修一君

海野 義孝君

須藤美也子君

橋本 敦君

田 英夫君

巨下部禮代子君

山崎 力君

田名部匡省君

島袋 宗康君

佐藤 道夫君

議院運営委員

田名部匡省君

山崎 力君

中川 義雄君

齊藤 滋宣君

森下 博之君

岩井 國臣君

森山 裕君

金田 勝年君

同日議長は、次の議員提出案を財政・金融委員会に付託した。

特定融資枠契約に関する法律案(塩崎恭久君外六名発議)(参第九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方行政・警察委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案(関法第一三三号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第一四四号)

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案(関法第一五五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問主意書(竹村泰子君提出)

昨日九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 阿曾田 清君

補欠 月原 茂皓君

辞任 山本 正和君

補欠 谷本 巍君

辞任 泉 信也君

補欠 田村 秀昭君

辞任 筆坂 秀世君

補欠 林 紀子君

辞任 長谷川 清君

補欠 今泉 昭君

農林水産委員

谷本 巍君

補欠 山本 正和君

経済・産業委員

月原 茂皓君

補欠 阿曾田 清君

交通・情報通信委員

上野 公成君

補欠 陳内 孝雄君

国土・環境委員

林 紀子君

補欠 筆坂 秀世君

予算委員

佐々木知子君

補欠 溝手 頭正君

佐藤 昭郎君

市川 一朗君

鈴木 正孝君

松谷 一朗君

中川 義雄君

齋藤 滋宣君

三浦 一水君

狩野 安君

森下 博之君

岩井 國臣君

森山 裕君

金田 勝年君

江田 五月君

小川 敏夫君

円より子君

朝日 俊弘君

和田 洋子君

廣中和歌子君

海野 義孝君

加藤 修一君

小泉 親司君

井上 美代君

橋本 敦君

須藤美也子君

照屋 寛徳君

清水 澄子君

奥村 展三君

菅川 健二君

行政監視委員

溝手 頭正君

佐々木知子君

小川 敏夫君

補欠 江田 五月君

市田 忠義君

補欠 小泉 親司君

山崎 力君

補欠 田名部匡省君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 岩井 國臣君

補欠 森下 博之君

金田 勝年君

補欠 森山 裕君

齋藤 滋宣君

補欠 中川 義雄君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方行政・警察委員会に付託した。

災害対策特別委員

辞任 松谷 一朗君

補欠 鹿熊 安正君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 阿曾田 清君(月原茂皓君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

ものづくり基盤技術振興基本法案(経済・産業委員提出)(参第一二二号)

同日内閣から次の議案が提出された。

国立教育会館の解散に関する法律案(関法第七二二号)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(関法第七三三号)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(関法第七四四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

学校教育法等の一部を改正する法律案(関法第六七号)

食料・農業・農村基本法案(関法第六八号)

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(関法第六九号)

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)
同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

ものづくり基盤技術振興基本法案(経済・産業委員長提出)
同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

特定融資枠契約に関する法律案(参第九号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。

東京の廃棄物問題に関する質問主意書(中村敦夫君提出)

ものづくり基盤技術振興基本法案
右の議案を提出する。
平成十一年三月九日

提出者

経済・産業委員長 須藤良太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

ものづくり基盤技術振興基本法案

目次

前文

第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 ものづくり基盤技術基本計画(第九条)

第三章 基本的施策(第十条 第十八条)

附則

ものづくり基盤技術は、我が国の基幹的な産業である製造業の発展を支えることにより、生産の拡大、貿易の振興、新産業の創出、雇用の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の向上に貢献してきた。また、ものづくり基盤技術に係る業務に従事する労働者は、このようなものづくり基盤技術の担い

手として、その水準の維持及び向上のために重要な役割を果たしてきた。

我々は、このようなものづくり基盤技術及びこれに係る業務に従事する労働者の果たす経済的社会的役割が、国の存立基盤を形成する重要な要素として、今後においても変わることのないことを確信する。

しかるに、近時、就業構造の変化、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化による影響を受け、国内総生産に占める製造業の割合が低下し、その衰退が懸念されるとともに、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつある。

このような事態に対処して、我が国の国民経済が国の基幹的な産業である製造業の発展を通じて今後とも健全に発展していくためには、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運を醸成しつつ、ものづくり基盤技術の積極的な振興を図ることが不可欠である。

ここに、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、近年における経済の多様かつ構造的な変化に適切に対処するため、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「ものづくり基盤産業」とは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種であつて、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種(次条第一項において「製造業等」という。)に属するものとして政令で定めるものをいう。「ものづくり事業者」とは、ものづくり基盤産業に属する事業を行う者をいう。

3 この法律において「ものづくり労働者」とは、ものづくり事業者に雇用される労働者のうちものづくり基盤技術に係る業務に従事する労働者をいう。

(基本理念)
第三条 ものづくり基盤技術の振興は、ものづくり基盤技術が製造業等に属する事業において供給される製品又は役務の価値を高める重要な要素であり、そのものづくり基盤技術はものづくり労働者によって担われていることにかんがみ、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運を醸成しつつ、積極的に行われなければならない。

2 ものづくり基盤技術の振興に当たっては、ものづくり基盤技術の中心的な担い手であるものづくり基盤技術に係る業務に必要な技能及びこれに関する知識について習熟したもののづくり労働者(第十三条において「熟練ものづくり労働者」という。)が不足していることにかんがみ、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を図らなければならない。

3 ものづくり基盤技術の振興に当たっては、ものづくり事業者の大部分が中小企業者によって

占められていることにかんがみ、中小企業者であるものづくり事業者(第十五条において「中小事業者」という。)の経営基盤の強化及び取引条件に関する不利の補正が図られなければならない。

4 ものづくり基盤技術の振興に関する施策は、ものづくり事業者、ものづくり労働者又はこれらに関する団体がする自主的な努力を助長することを旨として講じられるものとする。

(国の責務)
第四条 国は、ものづくり基盤技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)
第五条 地方公共団体は、ものづくり基盤技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(ものづくり事業者の責務)
第六条 ものづくり事業者は、その事業を行うに当たっては、ものづくり基盤技術に関する自主的な研究開発の実施によるほか、ものづくり基盤技術に関する能力の適正な評価、職場環境の整備改善その他ものづくり労働者の労働条件の改善を通じて、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上に努めなければならない。

(法制上の措置等)
第七条 政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)
第八条 政府は、毎年、国会に、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 ものづくり基盤技術基本計画

第九條 政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な計画(以下この条において「ものづくり基盤技術基本計画」という)を策定しなければならない。

2 ものづくり基盤技術基本計画は、次の事項について定める。

一 ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な方針

二 ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

三 ものづくり労働者の確保等に関する事項

四 ものづくり基盤産業の育成に関する事項

五 ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

六 その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、ものづくり基盤技術基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

4 政府は、ものづくり基盤技術をめぐる経済的社会的状況、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、ものづくり基盤技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、ものづくり基盤技術基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第十條 国は、ものづくり基盤技術の研究開発等(ものづくり基盤技術の研究開発等)

第十條 国は、ものづくり基盤技術の水準の向上を図るため、ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその成果の普及、技術の指導、技術者の研修、特許権その他の工業所有権に関

する指導及び情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

第十一條 国は、ものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用の促進並びに研究開発に係る人材の育成に資するため、ものづくり

事業者と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下この条において「大学等」という)との有機的な連携を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。この場合において、大学等における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

第十二條 国は、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を促進するため、ものづくり労働者について、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

一 失業の予防その他雇用の安定を図ること。

二 職業訓練及び職業能力検定の充実等により職業能力の開発及び向上を図ること。

三 ものづくり基盤技術に関する能力の適正な評価、職場環境の整備改善その他福祉の増進を図ること。

(熟練ものづくり労働者の活用等)

第十三條 国は、熟練ものづくり労働者(熟練ものづくり労働者であった者を含む。以下この条において同じ。)の有する技能及び知識の有効な活用並びにものづくり基盤技術の継承を図るため、熟練ものづくり労働者に対する技術指導業務の委嘱等必要な施策を講ずるものとする。

(産業集積の推進等)

第十四條 国は、ものづくり基盤産業における事業活動の効率化、高度化等を図るため、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における工業団地等の施設の整備、ものづくり事業者の交流又は連携の推進等ものづくり事業者の新たな集積の促進又は既存の集積の有する機能の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第十五條 国は、中小事業者の経営基盤の強化を図るため、新たな設備の設置その他資本装備の高度化、生産管理の合理化等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の育成)

第十六條 国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じてものづくり基盤技術に対する関心と理解を深めるとともに、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運が醸成されるよう、小学校、中学校等における技術に関する教育の充実をはじめとする学校教育及び社会教育におけるものづくり基盤技術に関する学習の振興、ものづくり基盤技術の重要性についての啓発並びにものづくり基盤技術に関する知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力)

第十七條 国は、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、ものづくり基盤技術に関し、開発途上地域に対する技術協力等国際的な技術協力の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十八條 国は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、ものづくり基盤技術の関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第十九條 国は、ものづくり基盤技術の振興に関する法律案 特定融資枠契約に関する法律案

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

審査報告書

特定融資枠契約に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、企業の資金調達機動性の増大を図るため、特定融資枠契約に係る手数料について、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認め、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

特定融資枠契約に関する法律案

右の議案を議決する。

平成十一年二月十九日

発議者

塩崎 恭久 林 芳正

峰崎 直樹 益田 洋介

日下部禮代子 星野 朋市

曾川 健二

賛成者

石川 弘 石渡 清元

岩井 國臣 片山虎之助

金田 勝年 西田 吉宏

日出 英輔 平田 耕一

浅尾慶一郎 伊藤 基隆

財政・金融委員長 勝木 健司

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十一年三月十日 参議院會議録第七号

広中和歌子 浜田卓二郎
三重野栄子
参議院議長 斎藤 十朗殿

特定融資枠契約に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、特定融資枠契約に係る手数料について利息制限法(昭和二十九年法律第百五号)及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の特例を定めることにより、企業の資金調達の機動性の増大を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二条に規定する株式会社であるものをいう。

(利息制限法等の適用除外)

第三条 利息制限法第二条及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第六項の規定は、特定融資枠契約に係る前条の手数料については、適用しない。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約については適用する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

(検討)

3 特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

投票者氏名

日程第二のものづくり基盤技術振興基本法案(経済・産業委員長提出)

賛成者氏名

二二三名

- 阿南 一成君
- 青木 幹雄君
- 井上 裕君
- 石渡 清元君
- 岩井 國臣君
- 岩永 浩美君
- 上野 公成君
- 尾辻 秀久君
- 大野つや子君
- 岡 利定君
- 加藤 紀文君
- 狩野 安君
- 片山虎之助君
- 釜本 邦茂君
- 亀井 郁夫君
- 木村 仁君
- 北岡 秀二君
- 久野 恒一君
- 倉田 寛之君
- 鴻池 祥肇君
- 佐藤 昭郎君
- 坂野 重信君
- 塩崎 恭久君
- 須藤良太郎君
- 鈴木 政二君
- 世耕 弘成君
- 阿部 正俊君
- 井上 吉夫君
- 石井 道子君
- 市川 一朗君
- 岩城 光英君
- 上杉 光弘君
- 海老原義彦君
- 大島 慶久君
- 太田 豊秋君
- 岡野 裕君
- 加納 時男君
- 景山俊太郎君
- 金田 勝年君
- 鎌田 要人君
- 河本 英典君
- 岸 宏一君
- 久世 公堯君
- 国井 正幸君
- 小山 孝雄君
- 佐々木知子君
- 齊藤 滋宣君
- 清水嘉与子君
- 陣内 孝雄君
- 末広まきこ君
- 鈴木 正孝君
- 田浦 直君

- 田中 直紀君
- 竹山 裕君
- 谷川 秀善君
- 中島 眞人君
- 中原 爽君
- 長峯 基君
- 西田 吉宏君
- 野間 魁君
- 長谷川道郎君
- 馳 浩君
- 林 芳正君
- 保坂 三蔵君
- 松谷蒼一郎君
- 溝手 顕正君
- 森下 博之君
- 森山 裕君
- 山内 俊夫君
- 山本 一太君
- 吉川 芳男君
- 脇 雅史君
- 朝日 俊弘君
- 今井 澄君
- 海野 徹君
- 江本 孟紀君
- 岡崎トミ子君
- 木俣 佳文君
- 久保 巨君
- 小林 元君
- 小山 峰男君
- 佐藤 泰介君
- 齋藤 勁君
- 笹野 貞子君
- 竹村 泰子君
- 千葉 景子君
- 寺崎 昭久君
- 直嶋 正行君
- 平田 健二君
- 福山 哲郎君
- 田村 公平君
- 武見 敏三君
- 中川 義雄君
- 中曾根弘文君
- 仲道 俊哉君
- 成瀬 守重君
- 野沢 太三君
- 南野知恵子君
- 橋本 聖子君
- 畑 恵君
- 平田 耕一君
- 真鍋 賢二君
- 三浦 一水君
- 村上 正邦君
- 森田 次夫君
- 矢野 哲朗君
- 山下 善彦君
- 依田 智治君
- 吉村剛太郎君
- 浅尾慶一郎君
- 伊藤 基隆君
- 今泉 昭君
- 江田 五月君
- 小川 敏夫君
- 勝木 健司君
- 北澤 俊美君
- 郡司 彰君
- 小宮山洋子君
- 興石 東君
- 佐藤 雄平君
- 櫻井 充君
- 高嶋 良充君
- 谷林 正昭君
- 角田 義一君
- 内藤 正光君
- 長谷川 清君
- 広中和歌子君
- 藤井 俊男君

- 堀 利和君
- 前川 忠夫君
- 松田 岩夫君
- 峰崎 直樹君
- 築瀬 進君
- 山下八洲夫君
- 和田 洋子君
- 荒木 清寛君
- 海野 義孝君
- 加藤 修一君
- 木庭健太郎君
- 白浜 一良君
- 但馬 久美君
- 日笠 勝之君
- 福本 潤一君
- 松 あきら君
- 山下 栄一君
- 渡辺 孝男君
- 井上 美代君
- 市田 忠義君
- 緒方 靖夫君
- 笠井 亮君
- 小泉 親司君
- 立木 洋君
- 西山登紀子君
- 畑野 君枝君
- 林 紀子君
- 山下 芳生君
- 吉川 春子君
- 大脇 雅子君
- 日下部徳代子君
- 谷本 輝君
- 田 英夫君
- 湖上 貞雄君
- 村沢 牧君
- 泉 信也君
- 扇 千景君
- 月原 茂皓君
- 本田 良一君
- 松崎 俊久君
- 円 より子君
- 本岡 昭次君
- 柳田 稔君
- 吉田 久之君
- 薬科 満治君
- 魚住裕一郎君
- 大森 礼子君
- 風間 昶君
- 沢 たまき君
- 高野 博師君
- 浜田卓二郎君
- 弘友 和夫君
- 益田 洋介君
- 森本 晃司君
- 山本 保君
- 阿部 幸代君
- 池田 幹幸君
- 岩佐 恵美君
- 大沢 辰美君
- 小池 晃君
- 須藤美也子君
- 富樫 練三君
- 橋本 敦君
- 八田ひろ子君
- 宮本 岳志君
- 吉岡 吉典君
- 大淵 絹子君
- 梶原 敬義君
- 清水 澄子君
- 照屋 寛徳君
- 福島 瑞穂君
- 三重野栄子君
- 阿曾田 清君
- 入澤 肇君
- 高橋 令則君
- 鶴保 庸介君

戸田 邦司君
 渡辺 秀央君
 奥村 展三君
 菅川 健二君
 堂本 暁子君
 水野 誠一君
 石井 一二君
 西川きよし君
 菅野 久光君

星野 明市君
 岩本 莊太郎君
 椎名 素夫君
 田名部匡省君
 松岡滿壽男君
 山崎 力君
 島袋 宗康君
 岩瀬 良三君
 中村 敦夫君

反対者氏名

〇名

日程第三 特定融資枠契約に関する法律案塩崎
 恭久君外六名(発議)

賛成者氏名

一九九名

阿南 一成君
 青木 幹雄君
 井上 裕君
 石渡 清元君
 岩井 國臣君
 岩永 浩美君
 上野 公成君
 尾辻 秀久君
 大野つや子君
 岡 利定君
 加藤 紀文君
 狩野 安君
 片山虎之助君
 釜本 邦茂君
 龜井 郁夫君
 木村 仁君
 北岡 秀二君
 久野 恒一君
 倉田 寛之君
 鴻池 祥肇君
 佐藤 昭郎君
 坂野 重信君
 塩崎 恭久君

阿部 正俊君
 井上 吉夫君
 石井 道子君
 市川 一朗君
 岩城 光英君
 上杉 光弘君
 海老原義彦君
 大島 慶久君
 太田 豊秋君
 岡野 裕君
 加納 時男君
 景山俊太郎君
 金田 勝年君
 鎌田 要人君
 河本 英典君
 岸 宏一君
 久世 公麿君
 国井 正幸君
 小山 孝雄君
 佐々木知子君
 齋藤 滋宣君
 清水嘉与子君
 陣内 孝雄君

須藤良太郎君
 鈴木 政二君
 世耕 弘成君
 田中 直紀君
 竹山 裕君
 谷川 秀善君
 中島 真人君
 中原 爽君
 長峯 基君
 西田 吉宏君
 野間 越君
 長谷川道郎君
 馳 浩君
 林 芳正君
 保坂 三蔵君
 松谷蒼一郎君
 溝手 顯正君
 森下 博之君
 森山 裕君
 山内 俊夫君
 山本 一太君
 吉川 芳男君
 脇 雅史君
 朝日 俊弘君
 今井 澄君
 海野 徹君
 江本 孟紀君
 岡崎トミ子君
 木俣 佳丈君
 久保 巨君
 小林 元君
 小山 峰男君
 佐藤 泰介君
 齋藤 勁君
 笹野 貞子君
 竹村 泰子君
 千葉 晏子君
 寺崎 昭久君

末広まきこ君
 鈴木 正孝君
 田浦 直君
 田村 公平君
 武見 敬三君
 中川 義雄君
 中曾根弘文君
 仲道 俊哉君
 成瀬 守重君
 野沢 太三君
 南野知恵子君
 橋本 聖子君
 畑 恵君
 平田 耕一君
 真鍋 賢二君
 三浦 一水君
 村上 正邦君
 森田 次夫君
 矢野 哲朗君
 山下 善彦君
 依田 智治君
 吉村剛太郎君
 浅尾慶一郎君
 伊藤 基隆君
 今泉 昭君
 江田 五月君
 小川 敏夫君
 勝木 健司君
 北澤 俊美君
 郡司 彰君
 小宮山洋子君
 奥石 東君
 佐藤 雄平君
 櫻井 充君
 高嶋 良充君
 谷林 正昭君
 角田 義一君
 内藤 正光君

直嶋 正行君
 平田 健二君
 福山 哲郎君
 堀 利和君
 前川 忠夫君
 松田 岩夫君
 峰崎 直樹君
 築瀬 進君
 山下八洲夫君
 和田 洋子君
 荒木 清寛君
 海野 義孝君
 加藤 修一君
 木庭健太郎君
 白浜 一良君
 但馬 久美君
 日笠 勝之君
 福本 潤一君
 松 あきら君
 山下 栄一君
 渡辺 孝男君
 梶原 敬義君
 清水 澄子君
 照屋 寛徳君
 福島 瑞穂君
 三重野栄子君
 阿曾田 清君
 入澤 肇君
 高橋 令則君
 鶴保 庸介君
 星野 明市君
 岩本 莊太郎君
 椎名 素夫君
 田名部匡省君
 松岡滿壽男君
 山崎 力君
 島袋 宗康君
 岩瀬 良三君

長谷川 清君
 広中和歌子君
 藤井 俊男君
 本田 良一君
 松崎 俊久君
 円より子君
 本岡 昭次君
 柳田 稔君
 吉田 之久君
 藤科 満治君
 魚住裕一郎君
 大森 礼子君
 風間 和君
 沢 たまき君
 高野 博師君
 浜田卓二郎君
 弘友 和夫君
 益田 洋介君
 森本 晃司君
 山本 保君
 大湖 絹子君
 日下部種代子君
 谷本 巍君
 田 英夫君
 湖上 貞雄君
 村沢 牧君
 泉 信也君
 扇 千景君
 月原 茂皓君
 戸田 邦司君
 渡辺 秀央君
 奥村 展三君
 菅川 健二君
 堂本 暁子君
 水野 誠一君
 石井 一二君
 西川きよし君
 菅野 久光君

反対者氏名

中村 敦夫君

阿部 幸代君
 池田 幹幸君
 岩佐 恵美君
 大沢 辰美君
 小池 晃君
 須藤美也子君
 富樫 練三君
 橋本 敦君
 八田ひろ子君
 宮本 岳志君
 吉岡 吉典君

井上 美代君
 市田 忠義君
 緒方 靖夫君
 笠井 亮君
 小泉 親司君
 立木 洋君
 西山登紀子君
 畑野 君枝君
 林 紀子君
 山下 芳生君
 吉川 春子君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第六号の発送は都合により後日となるため、第七号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五〇八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部
送料	〇〇五円
別	〇〇五円